② 契約保証金　納付（納付額は請負代金額の10分の１以上。保管金の取扱店は日本銀行那覇支店。

なお、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る契約保証金は、請負代金額の10分の３以上とする。）ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）。

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局）及び公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

⑸ 手続における交渉の有無　無。

⑹ 契約書作成の要否　要。

⑺ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無。

⑻ 違約金

① 本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による裁決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

ウ 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

エ 受注者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

② 上記①のエに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、上記①に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 上記①のイに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。

イ 上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ウ 受注者が発注者に入札心得第４条の３（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

③ 受注者が上記①及び②の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

⑼ 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る事項のうち、前金払の金額は請負代金額の10分の２以内、また、契約保証金は請負代金額の10分の３以上とする。

⑽ 契約後ＶＥ提案について　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

⑾ 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑿ 関連情報を入手するための照会窓口は、上記４の⑴と同じ。

⒀ 電子入札について

① 電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札システムに係る運用については、「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」による。

⒁ 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒂ 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 監督体制の強化等

ア 施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年３月31日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ 下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで調査することがある。

ウ 受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は沖縄総合事務局管内直轄工事（農林水産部工事）において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ａ 工事成績70点未満の評定を通知された者。

ｂ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。